

令和7年度（2025年度）グローバルジュニアドリーム事業高校生リーダー派遣実施要項

1 事業の目的

県内の小学6年生及び中学生に台湾への海外派遣及び現地の青少年たちとの交流等を通して、自分の夢と可能性を発見する機会を提供するとともに、世界の中の日本・郷土熊本に誇りを持ち、グローバル社会に視野を向けた子どもの育成を図る。

また、高校生が団員を支援する機会を通し、社会参加活動やボランティア活動の促進を図り、グローバル社会で活躍できるリーダーの育成を図る。

2 事業の概要

- (1) 名称 グローバルジュニアドリーム事業
- (2) 主催 熊本県・熊本県教育委員会・熊本県青少年育成県民会議
- (3) 内容 ※内容は変更することがあります。

期日及び場所	【事前研修会】 令和7年（2025年）7月19日（土） 熊本県庁 ※保護者も参加（保護者説明会を実施予定） 【本研修】 令和7年（2025年）7月30日（水）～8月3日（日） 台湾（高雄市・新竹市）※阿蘇くまもと空港集合・解散 【事後研修会】 令和7年（2025年）8月23日（土） 熊本県庁 ※保護者も参加（任意）
派遣人員	【団員】 小学6年生～中学生：25人程度 【リーダー】 高校生：6人程度 【成人スタッフ】 県職員・教員・警察官等：8人程度（人数はいずれも若干の増減あり）
主な活動	【事前研修会】 結団式、熊本青少年大使任命式、知事講話、事前学習等 【本研修】 高雄市の青少年たちとの交流会、半導体関連産業の学習等 ホームステイ（1泊 ※他はホテル泊） 【事後研修会】 「夢」講話、研修のまとめ、意見発表等
本研修の交通手段	飛行機（熊本台湾定期便利用）、貸切バス・ホームステイ先の自家用車、高速鉄道（現地）
本研修の宿泊地	台湾（高雄市）（※ホームステイは、現地の日本人家庭となる可能性もある。）

3 高校生リーダーの募集について

(1) 応募資格

ア 県内の高校に通う、健康で協調性に富み主催者の計画に従い規律ある団体行動ができる者

イ (6) のすべての研修会に参加し、活発かつチャレンジ精神豊富で、海外での生活（ホームステイ）に耐えることができる者（食物アレルギーがあっても自ら除去等、自己管理できる者）

ウ 熊本青少年大使として県の代表であるという誇りを持ち、現地で交流や帰国後の報告等を積極的にを行い、リーダーとしての責任を果たすことができる者

エ 過去に、『グローバルジュニアドリーム事業』に高校生リーダーとして参加していない者

(2) 役割 班員（小中学生5～7人編成）の生活面、交流活動、体験活動等に関する支援及び統率

(3) 経費の負担等

ア 次に掲げる（ア）（イ）については、個人負担とする。

（ア）リーダー負担金 30,000円

（イ）その他スタッフ・事前・事後研修会に関する費用（交通費等）、旅券申請費用等

イ 本事業（事前・事後研修会等を含む）実施中の災害、病気、事故等で、主催者の責めに帰さない理由によって生じるリーダーの損害等については、主催者は責任を負わない。

ウ 傷害保険の対象とならない病気等で、主催者が行う救急医療以外の費用は、自己負担とする。

(4) 募集人員 6人程度

(5) 応募方法

ア 高校生は、保護者の承諾を得たうえで、「高校生リーダー応募用紙」に記入後、在籍校が定める期限までに在籍校へ提出すること。

※「応募用紙」（両面印刷）は、県庁ホームページからダウンロード可。

イ 学校は、生徒の応募について学校長が承諾後、取りまとめのうえ、推薦書を付けて、下記申込先に郵送又は持参すること。 ※各校で次の期日に間に合うように、提出期限を定めてください。

ウ 申込期限は、令和7年（2025年）5月8日（木）午後5時必着

(6) 研修会等の内容 ※内容は変更することがあります。

研修会名	日 時	場 所	主な内容
第1回 スタッフ研修会	令和7年7月5日（土） 午後1時～午後5時	熊本県庁	リーダーの役割について、 事業概要説明等
事前研修会	令和7年7月19日（土） 午前8時30分～午後5時	熊本県庁	2（3）「主な活動」参照
第2回 スタッフ研修会	令和7年7月26日（土） 午前9時～午後5時	熊本県庁	本研修等に向けての 準備等
本研修 （4泊5日）	令和7年7月30日（水） ～ 8月 3日（日）	台湾（高雄市）	2（3）「主な活動」参照
事後研修会	令和7年8月23日（土） 午前8時30分～午後5時	熊本県庁	2（3）「主な活動」参照

4 選考

(1) 第1次選考 書類選考を行い、5月13日（火）までに結果を在籍校にメールで通知する。

(2) 第2次選考 ア 期日 5月17日（土）

イ 場所 熊本県庁

ウ 方法 4人程度による集団面接

エ 内定 5月23日（金）までに結果を在籍校にメールで通知する。

5 決定及び取り消し

(1) 内定者のリーダー負担金が入金【振込期限：6月12日（木）】され、領収書のコピーの提出【6月13日（金）午後5時までにくらしの安全推進課必着】をもって、リーダーと決定し、在籍校にその旨を伝える。

(2) 期限までにリーダー負担金領収書のコピーの提出がない場合は、参加辞退とみなす。また、入金後の自己都合によるキャンセルについては、原則返金しない。

(3) リーダーとして決定した後であっても、不適切と認められる場合は、リーダーの資格を取り消す。

6 応募にあたって留意いただきたいこと（次の事項をよくご承知のうえ、お申込みください）

(1) 第2次選考について、期日の変更はしない。ただし、学校主催の行事（運動会等）がある場合は、事前（5月9日（金）まで）に連絡すること。時間帯の調整を行うが、希望時間帯に沿わない場合もある。

(2) 渡航手続きの関係上、リーダーとして決定した場合は、委託業者へ個人情報（氏名、生年月日、住所、電話番号）を提供する。

(3) 本研修へ出発後に、本人の責めによる病気や事故等により研修への参加が不可能となった場合は、速やかに帰国させる。なお、この場合に要する経費は団員の負担とする。

(4) 本研修終了後、研修の成果等を県民へ報告することを目的に、在籍校での報告会や新聞等への投稿等を行う。

(5) 事業において、撮影した写真や氏名を本事業の広報及び事業報告書に使用する。また、報道機関の取材が入ることがある。

(6) リーダーには、研修後にアンケート及び作文の提出を求める。また、保護者にもアンケートの提出を求める。それらは、事業報告書に掲載する。

天候や国内外における情勢の変化等、やむを得ない理由によりプログラムの変更や事業を中止する場合があります。主催者において協議し措置するものとします。

【申込・問い合わせ先】

〒862-8570（県庁専用住所記載不要）

熊本県くらしの安全推進課（新館6階）

青少年班 担当：西、法川

TEL 096-333-2294